

政治経済休業中の課題2（前回の範囲 p78～p83 の練習問題①）

（ ）年（ ）組（ ）番 氏名（ ）

●国際社会の特質について、答えなさい。

今日の国際社会の中心的な構成単位は、独立性を持った(1)である。
(1)は三十年戦争を終結させた(2)をきっかけに成立した。(1)は最初、君主主権に基づく絶対主義国家として成立するが、1789年の(3)によって民族国家ないし(4)となり、国民主権に基づく国家運営がなされるようになった。しかし、20世紀初めまで、ヨーロッパ以外の(1)はアメリカ・ラテンアメリカ諸国・日本など数十カ国に過ぎなかった。(1)の数が飛躍的に増えるのは、第二次世界大戦後である。植民地とされていた国々は、すべての民族が外部からの干渉を受けることなく、自国の政治的な地位や体制を決定する権利＝(5)に基づいて、独立を達成した。

今日では(1)以外にも国際連合の諸機関・専門機関、ヨーロッパ連合などの国家の連合体、NGO＝(6)、世界的規模で生産や販売を行う(7)も国際社会の重要な構成主体となってきた。

次の国際的なNGOを答えなさい。

- 国際的な人権擁護を目的とする組織で、良心の囚人の釈放などに取り組んでいる。
…(8)
- 医療奉仕のための最大のNGO。戦災地・被災地・難民キャンプなどで活動。
…(9)
- 自然保護、核実験・原発建設・核廃棄物海洋投棄などの阻止活動で有名なNGO。
…(10)

●国際社会と国際法について、答えなさい。

- 「国際法の父」と呼ばれるオランダの法学者を答えなさい。
…(11)
- (11)が「国際社会にも国家が従わなければならない法があり、平時だけでなく戦争中にも適用されなければならない。」と主張した著書を答えなさい。
…(12)
- 国際法のうち、文書化されていないが、長年にわたって国家間で慣習として行われてきたことが法的拘束力を持つようになったものを何というか。
…(13)
- 国際法のうち、国家間の約束を文書化したものを総称して何というか。
…(14)
- (14)の例を1つあげなさい。
…(15)

政治経済休業中の課題 2 (前回の範囲 p78～p83 の練習問題②)

() 年 () 組 () 番 氏名 ()

教科書 p80 下の表「国際法と国内法の比較」を見て、答えなさい。

○国内法の法の主体は原則として個人であるが、国際法における法の主体は何か。

…(16)

○法の定立(立法)について、国内法では国会が制定する法は全国民を拘束するが、国際法ではどのような場合にその国家を拘束するか。

…(17)

○司法について、国内法では当事者の一方が付託すれば(訴えれば)、裁判が行われるが、国際法ではどのような場合に裁判が行われるか。

…(18)

教科書 p81 の図「国家の主権・管轄権が及ぶ範囲」を見て、答えなさい。

○国家の主権が及ぶ範囲を領域という。領域は(19)・(20)

・(21)からなる。*ヒント:図の中の太文字の部分

○領海を含む基線から 200 海里は漁業や天然資源の排他的利用権が認められている。この水域を何というか。…(22)

国際裁判には(23)と司法的解決がある。司法的解決はオランダの

(24)に常設されている(25)での裁判がその

例である。これらの裁判は(26: *どちらかを選ぶ 当事国双方の合意 or 一方の付託)

で裁判が行われる。また、これらの裁判は国家間の紛争のみを扱う。これに対して、ジェノサイド(集団殺害)・人道に対する罪・戦争犯罪など個人による国際法上の責任を裁くのが(27)である。

●国際社会の組織化について、答えなさい。

かつて、国際社会には、国内にあるような法、それを制定する議会、法を執行する政府、紛争を裁く裁判所などが組織されていなかった。そのため、国家間の対立・抗争が絶えず、国家間の紛争解決のため、戦争が行われることも多かった。このような中で、国家が独立と平和を保つためには、同じ目的を持つ国々が同盟して相互に均衡を保つ(28

)が必要であった。しかし、(28)では 19

世紀の終わりには(29)を招き、第一次世界大戦が起こった。

政治経済休業中の課題 2 (前回の範囲 p78～p83 の練習問題③)

() 年 () 組 () 番 氏名 ()

○第一次世界大戦勃発の反省から、集団安全保障方式による世界平和の実現が目指された。集団安全保障とはどのようなものか、説明しなさい。

30

集団安全保障を最初に採用した国際機関は、第一次世界大戦後の 1920 年に発足した (31) である。その構想はアメリカ大統領 (32) の「(33)」によって示された。しかし、(30) は第二次世界大戦を阻止することはできなかった。その制度上の問題点としては、①総会や理事会の決定が (34) を原則としたため意思決定が困難であったこと、②大国の指導力が発揮されにくかったこと、③侵略行為に対する制裁が (35) だけで、有効な方策がとれなかったことがあげられる。また、提唱国のアメリカは上院の同意が得られず、加盟できなかったこと、(36) の加盟が当初認められず、後に加盟したがフィンランド侵略を理由に除名されたこと、(37) ・ (38) ・ (39) が 1930 年代に相次いで脱退し、結局世界の主要国が同時に参加した時期がなかったことも、影響している。